

アドルフ・ヒトラーの戦争青年（3）

— 国家社会主義（ナチス）の青年活動 1939～1944 —

帝国青少年指導本部編／ミハエル・ブドルス校訂

訳：大串 隆吉

今回の訳は、第2章国防鍛錬の後半部分と第3章職業動員の前半部分である。序と第1章は東京都立大学『人文学報』317号、2001年に、第2章前半部分は東京都立大学人文学部教育学研究室、『教育科学研究』19号、2001年に掲載した。

第2章 国防鍛錬

モーター・ヒトラー・ユーゲント

他の特別隊と並んでモーター・ヒトラー・ユーゲントの活動と訓練も、戦時関係にふさわしく改革され、そして帝国青少年総裁とNSKK（Nationalsozialistische Kraftfahrerkorps, 国家社会主義ナチス自動車運転手団）団長との協定により定式化された。組織化、指導と教育、世界観教育と体育（国防鍛錬も含む）が帝国青少年指導本部の重要な課題である一方で、モーター・ヒトラー・ユーゲントの計画的な運転技術とその向上訓練はNSKKが責任をおった。⁴⁷NSKK団長は、NSKKにおけるモーター・ヒトラー・ユーゲント訓練のため、監査機関を創設した⁴⁸。

NSKKにおけるモーター・ヒトラー・ユーゲントの特別訓練は、モーター・ヒトラー・ユーゲントに戦場での車両の運転のため必要な運転技術の訓練をあたえることにより、国防軍を効果的に強化出来る。⁴⁹難しい点は、すべての該当年齢の若者に対する様々な条件下での車両運転の教育にある。修了条件として第4等運転免許とモーター・ヒトラー・ユーゲント合格徽章を取得しなければならない。そのほかに、陸軍最高司令官との合意により、帝国青少年総裁は、

NSKK軍用車両運転免許証 (der Kriegskraftfarschein) はヒトラー・ユーゲント一般団員にも交付されることが了解されたことを明らかにした。⁵⁰軍用車両運転免許証は、すでに合格徽章あるいは1, 2等または3等運転免許証を所有している青年, ならびに4等運転免許証を獲得した青年に, 運転技術の知識と力量が教育により完全であれば, 発行されることができる。機械化部隊の徴兵検査を受ける際にモーター・ヒトラー・ユーゲントに属していない青年は, 召集の前にNSKKによる車両運転技術の基礎訓練を受ける。それは軍用車両運転免許証の獲得を目的としている。⁵¹

すでにヒトラー・ユーゲントである若者は, 所属組織によりモーター・ヒトラー・ユーゲントに投入される。このためにヒトラー・ユーゲント連隊は, 該当地区陸軍司令官管轄下のナチ親衛隊機械化連隊とともに機械化部隊に不合格の若者の名前と住所を確認する。軍用車両運転免許証取得訓練中の青年はモーター・ヒトラー・ユーゲント所属の国防鍛錬所に優先的に投入される。

多面的な活動の新部門として1943年に, 上陸用船艇訓練が始められた。この訓練には, 機械化水上工兵に志願するモーター・ヒトラー青年が受け入れられる。一年間の訓練は, 船艇動力機関と運転方法の詳しい知識, 水上走向, 特に上陸用船艇運転技術と人力船艇操舵技術の獲得を目的としている。NSKKによっても行われる訓練終了後, NSKK上陸用船艇操縦免許証が与えられる。⁵²

平時に伝統となったハルツ山地走向で始まったモーター・ヒトラー・ユーゲントの帝国競技は, 戦争のため中断されていたが, 1944年中に行なうことが計画された。国防鍛錬所で1943年12月31日までに8,390人が, モーター・ヒトラー・ユーゲント合格徽章を, 17,387人が4等運転免許証を得, その他6,270人が軍用車両運転免許証を与えられた。

通信ヒトラー・ユーゲント

1941年6月に通信ヒトラー・ユーゲント活動が, 帝国青少年総裁による国防軍最高司令部との新たな合意と党官房指導者の了解に基づく方針により, 戦争の必要に応じて開始された。⁵³この活動は, 陸軍通信部隊, 空軍通信部隊, 武装SS通信部隊に良く訓練された後継者を送りこむことを目的としている。

訓練は、前、基礎、感性訓練からなる。各訓練段階を修了するとヒトラー・ユーゲント通信証試験によりA、B、Cの各証明書が与えられる。⁵⁴それらは、徴兵検査の時に提示できる。通信ヒトラー・ユーゲント隊員は理論的授業でまとまった知識を獲得する。機械を良く理解して野戦通信兵器をあつかい、危急な場合には障害を排除出来るように、それを、陸軍と空軍の通信連絡活動の現場で応用しなければならない。通信演習では、彼らは野戦ケーブル組立及び電話と無線電信装置の設置、モールス記号の聴取と送信を学ぶ。

防空戦地帯での緊急援助の際に、通信ヒトラー・ユーゲントは大管区長官、帝国防衛委員の命令で動員され、ドイツ帝国郵便の緊急援助の時には障害の排除に動員される。⁵⁵これらの機会に高度な訓練を行う。

国防軍（陸軍、空軍そして武装SS）は、訓練指導員、宿舍、訓練機材を準備し、通信ヒトラー・ユーゲントの活動を援助する。通信ヒトラー・ユーゲント指導者と下級指導者は帝国訓練所で養成される。⁵⁶

1943年12月31日までに国防鍛錬所で証明書を得た人数は次のとおりである。13,397人が通信証明書A、1,479人が同B、3,020人が同Cを獲得した。

通信ヒトラー・ユーゲントの成果は、毎年帝国競技会で示される。そこでは、通信連絡活動における最優秀者と最高のヒトラー・ユーゲント隊員とは一致する。すなわち、彼らの成績では特別訓練とスポーツ、射撃、野外演習に同じ価値がおかれなければならない。いままで行われた二回の帝国競技会の成績から、若者の間で一年間積極的な活動と基礎的な訓練があったことが確かである。1942年ワイマールで行われた帝国競技会が、通信ヒトラー・ユーゲント活動の展望を作ったのに対し、⁵⁷1943年のウィーンでは前年より充実した実績が示された。

ヒトラー・ユーゲントのパトロール活動

パトロール活動は、連隊指導者の動員形態である。引き続く戦争のために、防空と拡大する自衛組織にあらたに加わった諸課題がパトロール活動にゆだねられた。パトロール動員の課題には、消防隊、警察機動隊での活動と動員部隊における活動とがある。⁵⁸さらに、この活動からSSの後継者が生まれる。SS

当局は、訓練指導員の派遣と訓練材料によりパトロール活動を援助する。

消防活動のために、独自にヒトラー・ユーゲント隊が結成された。⁵⁹この隊の中で、専門訓練とともにヒトラー・ユーゲント活動が行われる。この課題には、出動時の防火・警察援助、ヒトラー・ユーゲント活動と行事の際の防火規則の遂行と監督ならびに国防鍛錬所に於ける防火管理と消防活動がある。⁶⁰消防活動に配置されたヒトラー青年は、ヒトラー・ユーゲント消防徽章の取得で修了する消防基礎訓練を行う。⁶¹消防技術訓練の実行は地方防火警察の指揮者、ないしは地方消防指導者の手中にある。消防活動のために、ヒトラー青年は各自治体支給の特別服を身につける。⁶²

ヒトラー・ユーゲント消防隊を独自に結成できないところ、あるいはあっても十分でないところでは、これに適したヒトラー青年が補充のため消防技術訓練に選抜される。彼らは、いわゆる「補助力」として、パトロール隊に組織されるのではなく、彼らのヒトラー・ユーゲントの組織に訓練期間後戻る。そこから、かれらは特別動員に派遣される。

警察を助けるために、防空1及び2級地区ではヒトラー青年は緊急分遣隊に配属される。⁶³緊急分遣隊は、警察官である指揮者ひとり、自動車運転手ひとりのほか、3人のヒトラー青年からなる。彼らは、空襲の時に火災と闘うためにすぐ出動しなければならない。彼らの出動により、警察官は他の課題に従事できる。⁶⁴

健康破壊を避けるために、16歳以上の青年だけが対象とされ、対象者は医師による検査を受けなければならない。⁶⁵各緊急分遣隊のために、青年ひとりが六日に一度、夜出動すればよいように、彼ら青年は6倍の人数が予定されている。

⁶⁶そうすれば、空襲警報がならない場合、彼らは夜間休める。それにより次の日に活躍できる。空襲の危険の少ない地域では、警察署での待機の間、青年の集会はなかった。この場合、若者は担当警察署に活動参加のために決められた時間に出頭する。空襲警報がなると直ちに警察署に駆けつけなければならない。彼らのヒトラー・ユーゲント活動は、緊急分遣隊員として継続される。

パトロール活動の動員部隊は、住民状況報告、防空と緊急援助においてRLB (Reichsluftschutzbund, 帝国防空団)、警察、技術応急措置の従事者によ

り訓練される。それらは、第一に空襲による破壊の克服の闘いに動員される隊を意味し、まず限られた地域に配置された。しかし、全帝国領土に配置される予定であった。防空地帯1, 2級では、パトロール活動の伝令隊はヒトラー・ユーゲント連隊指導部・地域指導部, NSDAP地域指導部と地域防空指揮者のもとに配置換えされる。⁶⁷

16歳から18歳までの年齢のなかでヒトラー・ユーゲント・パトロール隊の約23,000人のヒトラー青年は、緊急命令に応え出動する体制にある。70万人のヒトラー青年は、開戦以来消防活動の中で訓練された。消防活動の際の、彼らの恐れを知らない、勇敢な活動を称揚するために、1943年12月までに次の表彰が行われた。

消防隊の461人のヒトラー青年には、防空栄誉章、63人のヒトラー青年には、戦功メダル、642人のヒトラー青年には、剣付でない戦功章、508人のヒトラー青年には、剣付戦功章、17人のヒトラー青年には、二等鉄十字勲章が与えられた。

ヒトラー・ユーゲントのパトロール活動志願者のために、1941年10月から特別自動車教習課程が導入された。それは、期間3週間で、武装SSに志願するパトロール隊員のモーター技術訓練と武装SS自動車化部隊員になる準備を目的としている。一教習課程は200人から300人を対象とし、彼らは宿舎に収容され、訓練を受ける。指導員には武装SS隊員があてられる。

パトロール隊指導者は、帝国訓練所で特別な訓練を受ける。その後、SS志願者のための通信技術習得のための通信学校がある。同様に山岳準備訓練のための教習課程もある。野外スポーツ、射撃そして体育における軍事予備教育とともに、独自のパトロール活動教育が行われる。1944年のうちにSS下部指導者志願者のための教習課程がふたつの帝国訓練所で計画された。

馬術訓練

ヒトラー・ユーゲントの乗馬・馬術訓練は、騎兵SAによって行われる。この訓練は、乗馬免許証の獲得によって終わるが、騎兵徽章の獲得も指導する。⁶⁸

最近では、この訓練は二、三の国防鍛錬所と「帝国委託乗馬・馬術学校」で行われている。⁶⁹この教習課程は、陸軍及び武装SSのための飼育兵、御者兵、騎兵の後継者の訓練のためである。期間は3週間で、ひとまとまりのヒトラー・ユーゲント教育課程として行われる。ただ予備軍事馬術訓練が行われ、射撃・野外訓練のように一般的国防鍛錬はない。⁷⁰

乗馬・馬術訓練のためには、すべての学校指導員が責任を持つ。青年の自己指導の原則に従って、ヒトラー・ユーゲント教習課程指導者を学校指導員につける。教習課程指導者は、乗馬・馬術訓練以外の一般的な活動の責任を負う。それにより、ヒトラー・ユーゲント指導者は、国防鍛錬所と同じやり方で行われる世界観教育に権限を持つ。

教習課程の招集は、国防鍛錬所の場合と同様に地区ヒトラー・ユーゲントを介した学校担当SAグループのもとで乗馬・馬術訓練帝国監督局長の任命者の提案に基づき行われる。この訓練に参加を希望するヒトラー青年は、帝国訓練所入所資格年齢より一年若くなければならない。彼らは地区の隊を介して志願する。すでに乗馬・馬術訓練に参加した農村出身のヒトラー青年が優先される。

国防鍛錬の日

国防鍛錬の訓練の概観を広範な人々に知らせるために、1943年9月に初めて「国防鍛錬の日」が催された。以後、それは毎年おこなわれる。この機会に、総統は帝国青少年総裁に、それまでの活動に最高の賞賛をよせた次の電報をうった。

総統本営、1943年9月4日

9月4、5日の国防鍛錬の日にヒトラー・ユーゲントは帝国全領土で国防軍の兵役準備の軍事予備教育において彼らの力をドイツ国民の前に示す。

これはかつて経験しなかった英雄的闘争において、彼らの最良なものを大ドイツの未来のために投入する一方で、郷土で若者の肉体と精神を鍛える。これからはすべての成長中の世代は、国防鍛錬所において、多くがヒトラー・ユーゲントの指導者で、かつ前線で試練済みの兵士によって教育される。国家社会主義に基づいた軍人にふさわしい思考と態度が教育の目的である。

今までヒトラー・ユーゲントにより教育された青年は、国防軍の隊列ですでに真価を示した。それゆえ、私は帝国青少年指導本部に私の感謝を表明する。シュトラーズンドとクウェトリンベルクで行われた海洋ヒトラー・ユーゲント並びに航空ヒトラー・ユーゲントの競技競争が、海と空の勇敢な兵士を思い出させることが出来ると同様に、全ドイツにおける国防鍛錬の日は、陸軍と武装SSの部隊で自己を捨て闘っている前線の兵士の英雄的精神に捧げられる。

前線は、ヒトラー・ユーゲントが困難な運命的闘争において、今後も戦闘中の軍隊に最良の兵士を送り出すことを最高の課題と見なすことを期待している。国家社会主義の意思と活動は、常に青年の態度と行動のなかに表れる。それゆえ、たくましい男女は成長し、我が民族に運命によりあらかじめ決められた課題をすべて最後には達成する。

同志アドルフ・ヒトラー⁷¹

1943年に特別隊の評価も意味した「国防鍛錬の日」は、今後特に帝国の広範な青年大衆の訓練状態に焦点をあわせる。何を学んだか、また如何なる精神により満たされているかが示される。5年にわたる戦時期にスローガン「戦争志願」がある。第一次世界大戦の時に、最初は激しく燃え上がりながらも、後には少数の勇敢な心にしか燃えていなかったものは、アドルフ・ヒトラーの下では、戦争が長引くほど、青年を深くとらえる。

この戦争志願の熱烈な精神の印は、とりわけ1943年7月に武装SSの中に生まれた「ヒトラー・ユーゲント師団」の創設である。そのための志願呼びかけ⁷²後短期間でこの師団は生まれた。志願は、帝国青少年指導本部の特別教育課程において、そのための継続訓練で準備された。師団の下級指揮官はヒトラー・ユーゲントの指導者から大部分集まった。「ヒトラー・ユーゲント師団」は、全体の一部にしかすぎない。青年の兵士にふさわしい態度と彼らの証明済みの戦闘的な存在は、郷土とあらゆる前線で映し出された。国防軍の名ある男達、有名な軍隊指導者は、総統の青年運動出身の若い兵士が出撃する価値を繰り返しはっきりと認めた。

ヒトラー・ユーゲント空軍・海軍補助者

1943年2月1日に帝国青少年総裁は、次の呼びかけを布達した。

同志諸君！1943年の我々のスローガンは「ヒトラー・ユーゲントの戦争動員」である。帝国の総力戦は、君達に誇るべきドイツ空軍の補助者として今年の最大の課題を与える。君達は今まで成人男性の手にあった責任を引き受ける。君達の助けによって、彼らは新たな武器を持つ。それにより、君達は厳しく、英雄的な闘いの戦線に貢献する。

軍需工場で働く君達の同志と共に、君達は本土の戦線の決定的な位置をしめる。私は知っている。君達が、空襲を受けている地域の君達の仲間が故郷の高射砲陣地で示したと同じ覚悟と情熱で、最も重要なことを行なっていることを。君達の行ないは、スターリングラードの不死身の英雄達の精神への君達の信仰告白である。君達の決意は、全てを総統のため、勝利のために！である。⁷³

この呼びかけは、1943年2月15日から空軍の戦争動員に、1943年3月15日から海軍に動員されるヒトラー・ユーゲントに向けられた。彼らは、その後、郷土防衛地区と海岸地区の高射砲大隊で空軍補助者あるいは海軍補助者として動員され、この重要な持ち場で敵によるドイツ国民と都市の破壊を防ぐことに貢献し、同時に敵の爆撃の際に払われる犠牲を甘受しなければならない。彼れはあらゆる動員で試練に耐えてきた。そして、最も激しい敵の攻撃の時も落ち着いて確実に彼らの任務を果たしてきた。「空軍の下でのドイツ青年の戦争補助動員」組織化のための決定では次のように言われている。

高等学校の6、7学年と中間学校の6学年で1926、27年生まれの全ての生徒は、帝国勤労奉仕あるいは軍隊勤務召集までヒトラー・ユーゲント空軍（海軍）補助者として、航空帝国大臣と空軍最高司令官（1943年3月15日から海軍最高司令官も）の管轄下におかれる。⁷⁴

一年間の動員の後に1926年生まれのヒトラー・ユーゲント空軍・海軍補助者は、1944年1月15日に1928年生まれの子供によって交替させられる。この交替は動員の開始と同じ決定によって行われた。

1944年5月30日に帝国青少年総裁は、1928年生まれの子供に空軍・海軍補助者動員に志願することを呼びかけた。⁷⁵これに、1924年8月1日から1927年生まれの子供・海軍補助者（ヒトラー・ユーゲント）が1928年生まれの子供に交替させられるという総裁決定が先行していた。この時期から、毎年次年度生まれの子供が、しかしそのうち中等と高等教育機関の子供の半分だけと子供に空軍・海軍補助者として一年間動員される。⁷⁶動員は動員当局（国家警察管理部、市長、郡長）によって緊急業務命令に基づいて行われる。⁷⁷動員の前に青年は、動員可能かどうか保健担当局により検査される。⁷⁸

動員決定

子供に動員するためには、子供と同様の決定が有効である。子供と生徒は原則として混合されて動員され、一緒に配置されるべきである。（一大隊につき空軍（海軍）補助者の少なくとも30%は徒弟か生徒である）彼らは、平等に動員され、その他あらゆる点で、区別無く扱われるべきである。子供と生徒との僚友関係は、ヒトラー・ユーゲントのなかで昔から当然のことであり、大隊長、補助教員とヒトラー・ユーゲントによりさらに促進される。

空軍（海軍）補助者（H J）は、可能な限り住居の近くに動員される。動員の場で青年が足りないか、特別な計画がある場合にのみ、特例が認められる。外国への動員の場合には、空軍（海軍）補助者への配慮がより必要となる。その配慮は、例えば、世話役士官の入念な選考（可能な限り以前のヒトラー・ユーゲント指導者か教師）、世話役教師とヒトラー・ユーゲント指導者との協議による自由時間の監督、計画的な休暇や廃止された週末休暇のかわりの休暇計画を対象とする。⁷⁹

奉仕状況

空軍（海軍）補助者としての奉仕は、青年奉仕義務の遂行である。動員開始

の時に、次の誓いにしたがって義務を果たす。「私は、空軍（海軍）補助者としてヒトラー青年にふさわしく、常に私の義務を、忠実に、従順に、勇敢にそして出動準備をして果たすことを誓う」。空軍（海軍）補助者（H J）は、かれらの肉体的・精神的適性に応じて動員されるべきである。そして、訓練のあとかれらの修得段階にふさわしい高射砲の操作に活用されるべきである。炊事、クラブ、清掃などの奉仕への動員は禁止される。奉仕活動の際には、青少年がひどく疲労しないように発達年齢が考慮されるべきである。青少年は平均して、10時間の睡眠が必要である。夜間勤務では、十分な睡眠休憩が整えられるべきである。空軍補助者と海軍補助者の健康への配慮から、睡眠休憩があてがわれ、監督されるべきであると命じられた。⁸⁰

軍事懲罰法規書の精神において、上官は軍事懲罰権を持つ上官のみである。[空軍（海軍）補助者（H J）懲戒処分規則]。それとならんでさらに、教師とヒトラー・ユーゲントとの上官関係が存在する。軍事懲罰法規に、空軍補助者と海軍補助者（H J）は、従士のために布告された規則によれば、したがう。

⁸¹それによれば、青年刑法のすべての保護決定は、かれらに適用できる。⁸²

空軍（海軍）補助者の階級は、空軍（海軍）補助者と空軍（海軍）上級補助者である。昇進は、9ヶ月後に、優秀な活動と業績をあげた場合におこなわれる。空軍及び海軍補助者は、食事、服・下着および日額0.5マルクの手当が与えられる。空軍または海軍補助者勤務から離れる場合、満16歳になってから活動を開始した最初の月のために15マルクが与えられる。空軍補助者は、航空ヒトラー・ユーゲントの制服を着用する。所属地区記章は、空軍（海軍）補助者記章と共に付けられなければならない。

糧食は、軍隊糧食規程に従って無料で配給される。アルコールと煙草配給の代わりにビタミンドロップあるいは甘味品が支給される。食堂での飲酒並びに喫煙は、空軍（海軍）補助者に禁止される。郷土部隊に配属された空軍あるいは海軍補助者には、1943年7月10日の青年保護のための警察指令⁸³の諸決定が完全に適用される。それにより、空軍（海軍）補助者として動員された青年に、青年には許されていない映画鑑賞は許されない。同様に、国防軍兵士に有効な入場料割引は適用されない。空軍（海軍）補助者は、ヒトラー・ユーゲントの

青年映画上映時に映画を見ることが出来る。部隊の国防軍慰安事業のうち、青年に適している催し物の中に空軍と海軍補助者は参加が許される。部隊の監督係は、そのことを個々の場合にそくして厳密に審査しなければならない。⁸⁴

医療の世話は空軍の軍医大尉の責任である。健康保険は帝国の企業健康保険組合で受けられる。すでに存在する健康保険は、個人の契約によって支えられている。社会保険のためには、救急業務義務のために布告された規程が有効である。⁸⁵空軍（海軍）補助者が動員のために傷害を被った場合、1940年10月10日の人的損害規程に準拠して福祉手当と給与が支給される。⁸⁶戦死したあるいは戦病死した空軍と海軍補助者（H J）は、戦没者の墓に埋葬される。その葬儀は軍隊葬である。国防軍において空軍・海軍補助者は特別な位置をしめているから、ヒトラー・ユーゲントはその葬儀に参加できる。国防軍担当部局は葬儀の共同準備のためにヒトラー・ユーゲント担当者と協議する。⁸⁷

空軍・海軍補助者（H J）は、毎年二回14日間の休暇をもつ。家族的関係の維持のために、在住生徒は週に一度両親あるいは保護者の数時間の訪問のための休暇を与えられることが出来る。彼らにそれが許される場合、夜間両親の下で過ごすことが許されるべきである。在住地域外に動員された青年は、週末休暇を平等に得ることができるよう、特別に配慮されるべきである。すべての休暇問題、特に国防軍部隊での奨励のために、兵士のための休暇規程の精神が適用される。

学校の授業

6週間の訓練終了の後、生徒は学校で授業を継続する。授業は1週間に少なくとも18時間であり、それに1時間半の労働時間が、週5日のうちに家事に類する仕事の処理のため、監督員の下で行われる。⁸⁸

職業教育

徒弟などは、彼らの軍事訓練の終了後、1週間に最低18時間の理論的・実践的職業教育を受ける。このためには、特別な教師（専門あるいは職業学校教師）が組織される。

付き添い教師

生徒は、彼らの動員グループにおいてひとりの教師（付き添い教師）から面

倒を見てもらう。その教師の任務は、軍隊とヒトラー・ユーゲント活動以外の空軍・海軍補助者の世話と教育的援助である。付き添い教師は、ナチ党の地区指導者と協議の上で校長によって任命される。可能なら、教師は自身兵士であった者から選ばれる。彼の仕事は、学校の委託によって行われる。⁸⁹

ヒトラー・ユーゲントによる指導

ヒトラー・ユーゲントによる空軍・海軍補助者（HJ）の指導と援助について、帝国青少年総裁は、1944年4月12日に空軍総司令官、海軍総司令官と協議して指令を出した。それは、航空大臣、空軍総司令官と海軍総司令部により傘下部隊に知らされた。⁹⁰

ヒトラー・ユーゲント活動の遂行のために、航空大臣と海軍総司令部との協議に基づいて発令された次の規程が有効である。すなわち、高射砲大隊の空軍・海軍補助者は、ヒトラー・ユーゲントへの忠誠を誓い、部隊が配置されている地区隊に所属する。補充者隊の長は、大隊長との協議に基づき地区隊長により任命される。彼は、他の場合と同じように、隊に於いて遂行されるヒトラー・ユーゲント活動に責任を負う。

ヒトラー・ユーゲント活動は、次のように分けられる。

1. 世界観教育

- a) 朝の集い（日曜日）
- b) 夕べの集い（週一回）
- c) 学習会（自由時間のあと常に）

朝の集いと夕べの集いは、ヒトラーの若者自身によって運営される。学習会は、帝国青少年指導本部の教程によって行われる。

2. 体育 体育の遂行のために、補充者隊長にスポーツクラブ指導者が協力する。それは、場所が確保できるなら、基礎学校の2倍の時間行われる。

3. 軍事鍛錬 各空軍補助者ならびに海軍補助者の隊では、野外演習訓練の際に隊長を助ける野外演習指導者が配置される。射撃訓練は、帝国青少年指導本部の方針に従って、高射砲によって実施される。航空ヒトラー・ユーゲントと海洋ヒトラー・ユーゲントの団員は、空軍（海軍）補助者動員の間も継続して、

航空並びに海洋ヒトラー・ユーゲント用の軍事鍛錬所の教習課程参加のために休暇を与えられる。その場合、年次休暇には含まれない。他の全ての補助者は、補助者動員解除後にはじめてヒトラー・ユーゲントの軍事鍛錬所に召集される。しかも、それは帝国勤労働員召集の前にである。

空軍、海軍補助者として奉仕のために重要な部隊に動員されたこの青年と並んで、多くの働くヒトラー青年が、彼らの仕事を持ちながら、職場の同僚と一緒に、志願して故郷の高射砲陣地の配置に付いている。1944年1月11日に帝国青少年総裁は、この動員も活発化させるよう、勤労働青年に呼びかけを布告した。⁹¹

注

- 47 Vgl. RB, 17/42 K, Sonderdruck, 24. 8. 1942 (Abkommen über Zusammenarbeit zwischen Reichsjugendführung und Korpsführung des NSKK, 22. 7. 1942);
- 48 Vgl. VOBI. des NSKK, 24. 11. 39 (Anordnung des Korpsführers zur Einrichtung einer Inspektion für Ausbildung der Motor-HJ); veröffentlicht auch in: VHB. S. 1437 f.
- 49 Vgl. dazu die Anordnung des Korpsführers des NSKK über den Ausbildungsplan K für die Motor-HJ in der Kriegszeit, 5. 1. 1940, in: VHB, S. 1438f; Anlage Anordnung des Korpsführers des NSKK, 30. 12. 1940; in: ebenda, S. 1440; Anordnung des Korpsführers des NSKK über die Sommerlager der Motor-HJ zur Beschleunigung der Ausbildung, 31. 5. 1940, in: ebenda, S. 1444 ff.
- 50 Vgl. RB, 3/41 K, 21. 1. 1941 (Anordnungs des Amtes für Wehrtüchtigung über den Erwerb des Kriegskraftfahr Scheines des NSKK)
- 51 Vgl. RB, 22/42 K. 13. 10. 1942 (Anweisung des Amtes für Wehrtüchtigung über den Erwerb des Kriegskraftfahr Scheins des NSKK als vormilitärische Ausbildung entsprechend gemusterter Jugendlicher).
- 52 Vgl. RB, 7/43K, 10. 2. 1943 (Anordnung des Amtes für Wehrtüchtigung über die Sturmboot führeausbildung von Motor-Hitlerjungen)
- 53 Vgl. RB, 29/41 K, 26. 6. 1941 (Richtlinien der Reichsjugendführung über Aufbau, Ausbildung und Arbeit der Nachrichten-HJ, 11. 6. 1941); vgl. auch HVOBI. , 1941, Teil B, S. 296 (Verfügung des Chefs des OKW)

- über Aufbau und Arbeit der Nachrichten-HJ, 30. 6. 1941) und LwVOBl., 1941, Nr. 29, 14. 7. 1941; die dazuangehörigen Durchführungsverordnungen sind veröffentlicht in; RB, 44/41 K, Sonderdruck, 5. 12. 1941. Bis dahin galt RB, 27/IV, 5. 8. 1939 (Anordnung des Stabsführers über Ausbau und Ausbildung der Nachrichten-HJ).
- 54 Vgl. RB, 31/43K, 23. 8. 1943 (Neufassung der Bestimmungen für die Abnahme der Prüfungen zu den Nachrichtenscheinen und zum HJ-Kriegsnachrichtenschein C); bis dahin galten die Bestimmungen des RB, 44/41 K, Sonderdruck, 5. 12. 1941 (Durchführungsbestimmungen der reichsjugendführung zu den Richtlinien über die Nachrichten-HJ).
- 55 Vgl. Erlaß des Jugendführers des Deutschen Reichs über den Soforthilfeinsatz der Nachrichten-HJ nach Luftangriffen, 23. 6. 1944, in: Bartel, Kriegseinsatz, S. 88 ff.
- 56 Hierfür gelten die Grundsätze und Bestimmungen der Vereinbarungen zwischen dem OKW und der RJF über die Ausbildung der gesamten Führerschaft auf allen Gebieten der Wehrtüchtigung in besonderen Schulungslehrgängen; vgl. dazu RB, 4/IV, 3. 2. 1939 (Vereinbarung zwischen dem Oberkommando der Wehrmacht, Keitel, und der Reichsjugendführung, Shirach, über die Ausbildung der gesamten Führerschaft auf allen Gebieten der Wehrtüchtigung in besonderen Schulungslagern, 20. 1. 1939); vgl. auch RB, 70/K, 9. 12. 1940 (Anordnung des Amtes für körperliche Ertüchtigung über Lehrgänge für Nachrichten-HJ-Führer an der Herres- und Luftnachrichtenschule Halle).
- 57 Vgl. Sportnachrichten RJF, Sondernummer 30.25.7.1942 (Ausschreibung und Bestimmungen zum 1. Reichswettkampf der Nachrichten-HJ 1942)
- 58 Zu den Einsatzaufgaben des Streifendienstes vgl. Einatzbefehl für den HJ-Streifendienst zur Überwachung der Gefährdung der Jugend, 1. 6. 1940, in: ArHJ, 8/40: Die Überwachung der Gefährdung der Jugend, 1. 6. 1940; vgl. auch ArHJ, 16/41: Dienstanweisung für den Streifendienst, Abschnitt I A: Die Aufgaben des Streifendienstes als HJ-Sonderformation, 15. 12. 1941
- 59 Vgl. dazu ANBl., VII/12, 30. 6. 1939, S. 236 (Vereinbarung zwischen dem Jugendführer des Deutschen Reiches und dem Reichsführer SS, 21. 4. 39); vgl. auch RB, 12/K, 17. 11. 1939 (Anordnung des Stabsführers zur Ausbildung HJ-Feuerwehreinheiten im Feuerlöschdienst); RB, 19/K,

21. 12. 1939 (Anordnung der Reichsjugendführung zu Ausbildung der HJ-Feuerwehreinheiten im Feuerlöschdienst durch den HJ-Streifendienst); vgl. besonders ANBl., 1941, S. 69 (Erlaß des Jugendführers des Deutschen Reichs über die Bildung von Feuerwehrscharen der HJ, 10. 5. 1941), ANBl., 1942, S. 92 (Runderlaß des Reichsführers SS und Chefs der Deutschen Polizei über die Erhöhung der Schlagkraft der Feuerwehren, 3. 6. 1942, veröffentlicht durch Runderlaß des Jugendführers des Deutschen Reichs, 25. 6. 1942), und ANBl., 1941, S. 71 (Gemeinsamer Rundererlaß des Reichsministers des Innern und des Jugendführers des Deutschen Reiches über Jugenddienstpflicht und Feuerwehrdienst, 15. 6. 1941)
- 60 Vgl. RMBliV, 1941, S. 600f. (Runderlaß des Reichsministers des Innern über HJ-Feuerwehrscharen, 31. 3. 1941); vgl. auch Hitler-Jugend im Feuerschutz, hrsg. vom Amt für freiwillige Feuerwehren beim Chef der Ordnungspolizei im Einvernehmen mit der Reichsjugendführung, Breslau 1941.
- 61 Vgl. dazu RB, 35/43 K, Sonderdruck, 24. 9. 1943 (Feuerschutzordnung der HJ)
- 62 Vgl. dazu ANBl., 1941, S. 69 (Runderlaß des Jugendführers des Deutschen Reichs über Hitler-Jugend-Feuerwehrscharen-Dienst-Kleidung, 10. 6. 1941)
- 63 RB, 45/41 K, 3. 12. 1941 (Anordnung des Personalamtes zur Abstellung von Angehörigen der HJ für die Schnellkommandos der Polizei).
- 64 Vgl. ANBl., 1941, S. 152 (Runderlaß des Reichsführers SS und Chefs der Deutschen Polizei über die Verwendung von Angehörigen der HJ in den Schnellkommandos der Polizei, 1. 11. 1941).
- 65 Vgl. aber ANBl., 1942, S. 75 (Erlaß des Reichsminister des Innern über den Einsatz Jugendlicher unter 15 Jahren zum kurzfristigen Notdienst, veröffentlicht durch Erlaß des Reichsjugendführers, 21. 4. 1942): vgl. auch ANBl., 1944, S. 158 (Erlaß des Reichsführers SS und Chefs der Deutschen Polizei über den Einsatz Jugendlicher unter 15 Jahren in den Schnellkommandos der Polizei, 20. 6. 1944).
- 66 Vgl. dazu ANBl., 1943, S. 88 (Erlaß des Deutschen Reichs, 3. 7. 1943, und ebenda, 1941, S. 152 (Runderlaß des Reichsführers SS und Chefs der Deutschen Polizei über die Verwendung von Angehörigen der HJ in den Schnellkommandos der Polizei, 1. 11. 1941).

- 67 Vgl. ANBI., 1940, S. 86 (Erlaß des Jugendführers des Deutschen Reichs und Runderlaß des Reichsführers SS und Chefs der Deutschen Polizei über die Heranziehung von HJ und BDM für Sicherheits- und Hilfsdienste in Luftschutzorten, 4. 7. 1940); vgl. auch ANBI., 1941, S. 47 (Richtlinien des Reichesjugendführers über die Zusammenarbeit von HJ und Reichsluftschutzbund, 9. 6. 1941).
- 68 Vgl. RB, 18/41 K, 16. 4. 1941 (Richtlinien des Amtes für Wehrrertüftung für die Reit- und Fahrausbildung der HJ in den Reiterstürmen der SA oder anerkannten bestehenden Reitereinheiten).
- 69 RB, 43/43 K, 7. 12. 1943 (Bestimmungen der Reichesjugendführung über die Zugehörigkeit zu den Sondereinheiten der HJ).
- 70 Vgl. dazu: Der Ausbildungsdienst der Reiter-HJ.
- 71 Bis auf ein Wort ("...so sei in allen deutschen Gauen..." statt "...so wird in allen deutschen Gauen...") identisch mit der von Domarus, Hitler. Reden und Proklamationen, S. 2032, wiedergegebenen, auch in Jahnke/Buddrus, Deutsche Jugend, S. 372, veröffentlichten Fassung.
- 72 どの呼びかけであったか、はっきりしない。おそらく次のものであろう: Die Reden Axmanns und Himmlers am 29. 5. 1943 im Wehrrertüftungslager Wildflecken, in: BA, Filmsammlung, Nr. 10894 (Gelber Dienst, 3. 6. 1943) oder Hitlers Befehl zur Aufstellung der HJ-SS-Division am 1. 6. 1945, im BA, NS 19/3502.
- 73 Zitiert nach RB, 6/43 K, 1. 2. 1943.
- 74 In der "Anordnung über den Kriegshilfeinsatz der Deutschen Jugend in der Luftwaffe" vom 26. 1. 1943, veröffentlicht in: RB, 6/43 K, 1. 2. 1943, *これは原文どおりではない。*
- 75 Vgl. RB, 17/44 K, Sonderdruck, 30. 5. 1944.
- 76 Der Führerentscheid vom 2. 5. 1944 wurde umgesetzt in den Erlassen des Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz vom 25. 5. 1944, des Reichsministers der Luftfahrt und Oberbefehlshabers der Luftwaffe vom 25. 5. 1944, des Oberkommandos der Kriegsmarine vom 26. 5. 1944, des Jugendführers des Deutschen Reichs vom 27. 5. 1944 und des Reichsministers des Innern vom 2. 6. 1944, alle veröffentlicht in: ANBI., Sonderdruck, 1/44.
- 77 Vgl. RGBI., 1938, T. I, S. 1441 (Dritte Verordnung zur Sicherstellung des Kräftebedarfs für Aufgaben von besonderer staatspolitischer Bedeutung -

- Notdienstverordnung, 15. 10. 1938); hier besonders RGBl., 1939, T. I, S. 1204 (Bekanntmachung der Behörden, die Notdienstleistungen fordern können, 8. 7. 1939).
- 78 Vgl. RB, 6/43 K, 1. 2. 1943 (Anordnung über den Kriegshilfeinsatz der Deutschen Jugend in der Luftwaffe, 26. 1. 1943), und RB, 17/44 K, Sonderdruck, 30. 5. 1944, vertraulich.
- 79 Zu den Einsatzbestimmungen vgl. zunächst RB, 6/43 K, 1. 2. 1943 (Anordnung über den Kriegshilfeinsatz der Deutschen Jugend in der Luftwaffe, 26. 1. 1943) und RB, 11/43 K, 29. 3. 1943 (Anordnung über den Kriegshilfeinsatz der deutschen Jugend bei der Kriegsmarine, 12. 2. 1943).
- 80 Vgl. Nachtrag 1 zu den Luftwaffenhelfer-Bestimmungen des Reichsministers der Luftfahrt und Oberbefehlshabers der Luftwaffe, Az. 11B, Nr. 21 795/43 (Chef d. Lw. /L. Wehr) 1 III C; die Originalquelle konnte nicht ermittelt werden.
- 81 Vgl. LwVOBl., 1942, S. 1733, Nr. 29/49
- 82 Vgl. RGBl., 1943, T. I, S. 687 ff. (Reichsjugendgerichtsgesetz, 28. 12. 1943, hier insbesondere der Art. II der zweiten Durchführungsverordnung) und RGBl., 1944, T. I, S. 818 (7. Durchführungsverordnung zur Notdienstverordnung, 22. 5. 1944, hier insbesondere § 1, Absatz 2); vgl. auch Disziplinarstrafordnung der Luftwaffen- und Marinehelfer.
- 83 Vgl. RGBl., 1943, T. I, S. 349f. (Polizeiverordnung zum Schutz der Jugend, 10. 6. 1943),
- 84 Vgl. Nachtrag 2 zu den Luftwaffenhelfer-Bestimmung des Reichsministers der Luftfahrt und Oberbefehlshaber der Luftwaffe, 9. 7. 1943, Az. 11 B, Nr. 49 707/43 (Chef d. Lw. /L. Wehr) 1 III C; die Originalquelle konnte nicht ermittelt werden.
- 85 Vgl. RGBl., 1939, T. I, S. 2018 (Zweite Durchführungsverordnung zur Notdienstverordnung - Sozialversicherung, 10. 10. 1939)
- 86 Vgl. RGBl., 1939, T. I, S. 1775 (Erste Durchführungsverordnung zur Notdienstverordnung, 15. 9. 1939)
- 87 Anordnung des OKW, 17. 11. 1943, Az. 31 AWA/WVW (II a Nr. 5579/43), nicht dazugehörig.
- 88 Vgl. RB, 6/43 K, 1. 2. 1943 (Anordnung über den Kriegshilfeinsatz der Deutschen Jugend in der Luftwaffe, 26. 1. 1943), und Nachtrag V zu

den Luftwaffenhelfer-Helfer-Bestimmungen des Reichsministers der Luftfahrt und Oberbefehlshabers der Luftwaffe, 9. 2. 1944, Az. 11 B, Nr. 10 958/44 (Chef d. Lw. /L. Wehr) 1 III E; die Originalquelle konnte nicht ermittelt werden.

89 Vgl. Erlaß des Reichsminister für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung, 1. 2. 1943, nicht veröffentlicht; vgl. auch Nachtrag IX der Luftwaffenhelfer-Helfer-Bestimmungen des Reichsministers der Luftfahrt und Oberbefehlshaber der Luftwaffe, 25. 5. 1944, Az. 11 B. Nr. 52 784/44 (Chef. d. Lw. /Wehramt Abtl.) I I XI E; die Originalquelle konnte nicht ermittelt werden.

90 Vgl. RB, 16/44K, 12. 5. 1944 (Bestimmungen für Einsatz, Betreuung und Durchführung des HJ-Dienstes der Luftwaffen- und Marienehelfer), bekanntgegeben durch Befehl des Reichsministers der Luftfahrt, Nr. 29 159/44, 12. 4. 1944.

91 Vgl. RB, 5/44 K, 9. 2. 1944 (Aufruf des Reichsjugendführers an alle 14 Jahre alten Hitlerjungen zum freilligen Dienst bei der Heimatflak).

第3章 勤労働員

国家社会主義運動の闘争時代にも、ヒトラー・ユーゲントは働く青年の不安を解決してきた。1933年以来、すべての後継者の職業上の要求に、一貫して積極的に関心を払ってきている。それは、勤労働員担当局により組織された職業後継者指導との協同（職業相談、職業啓発、青年宿舎）により、職業のための青年の活性化（帝国・戦争職業競技）により、職業教育改善のための提言（職業競技の評価、ドイツ青年の職業教育法案）とにより、職場での青年の世話（経営体での青年活動）により、そして勤労青年の法的保護完成（特に青年保護法）のための力の注入により、あらわされた。勤労青年と彼らの職業遂行のための広範囲な活動は、この十年来常にドイツ労働戦線と協同して、そしてその青年担当部局により行われている。職業に於ける動員と義務遂行は政治奉仕の原則である。昔から国家社会主義青年教育の譲れない中心綱領であったこの基本原則は、戦争中に傷つけられることなく、その豊かな実りを証明している。当初から、ドイツにおける階梯を踏んだ職業教育が、保ち続けられなければならないことは、はっきりしていた。その遂行は、戦争経済の高まる緊張とともに

に最大の困難を持った。優れた熟練工後継者養成は、最終的に青年自身の主導性と確固とした職業観からのみ達することが出来る。それに戦争職業競技は、目に見える証拠を与えた。国防鍛錬がそうであったように、青年にとって職業動員は、かれらの戦争動員の中核のひとつである。

職業後継者統制

職業後継者統制へのヒトラー・ユーゲントの協同は、戦争開始の際に二つの形態を持っていた。ひとつは、ヒトラー・ユーゲントのなかで観察された適正と世界観を基礎とした学校卒業資格審査によって、第二に、彼らの適正と才能にふさわしく彼らを職業に配置するという目的を追求する在学中青年の職業指導として。その職業は、まず第一に職業の国家政治的意味から青年に指定される。

学校の審査と健康診断の補足として職業相談員の仕事を助けるヒトラー・ユーゲントによる適正審査は、戦争の最中でも基本的に維持されたが、ヒトラー・ユーゲントでも職業相談でも効果が減少することによって権威が弱められた。しかしながら、増大する重要性を戦争中に職業指導は証明した。¹それは、職業活動の重要性と現在の後継者状態により、ヒトラー・ユーゲントの社会活動の戦時重要課題を提起している。

職業指導は、人々に自覚的な政治的人生決定として職業選択の意義を呼びかけること、そして青年の職業希望を人員の必要に合わせることを求める。戦争前のように、次のことが指摘される。すなわち、学校終了青年の大部分には、職業生活についての真の考えが欠落しており、その結果、重要な職業についてのかなりの不知か偏見が広まっている。職業指導は、戦時中に父親の召集と母親の動員によって家庭の影響力が制限されたことを埋め合わせ、あらゆる方法で青年を援助する。それは、職業指導の役割以上のこと、ドイツ軍の勝利によって新たな領土で就業機会が増え、成長中の青年に職業上の見通しがかってなく明らかにされ、それにより、学校を卒業する青年が、勝利後に提起される課題を考慮して、その責任を意識した就業を決心するという確信を国民に強める。

職業選択に直面している青年に対しては、職業指導の中で、自分の配置と能力の完全な確証によって幸せな将来を闘い取る義務を持つ、と言われている。

職業生活の中での誠実な義務の履行は、青年にとって国防軍入隊前における重要な勝利への貢献である。軍隊もまた、若い兵士が職業生活で彼の能力を成功裡に発展させる要求を強めなければならない。

職業指導のすべての企画は、青年の職業配置が、出来るだけ優れた作業効果のために志願に基づかなければならないことを前提にして行われる。国家の将来のために特に後継者難をかかえた重要な職業は、職業指導の重点となる。これにかんして、強力な職業的・社会政治的取組によって満足のいく生活の上昇可能性が明らかになれば、特に必要性のある職業と職業類にたいして職業指導のなかで青年に強い理解がもたらされる。農業に関する多くの職業と共に、特に、鉱山業と次の職業がこれにあたる。鋳物工、鍛冶工、壁職人、塗装工、織工、商人、技術者、特に教師。

職業指導の企画として、広範な人々に理解を得るために、集会、両親の夕べと映写会が役に立つ。多くの人を対象とした活動と共に、大きな効果を約束する膝つき合わせた集いでの働きかけがある。さらにヒトラー・ユーゲントのなかでの指導が挙げられなければならない。KLV (Kinderlandverschickung, 学童疎開)・移住者収容所のなかでも。ヒトラー・ユーゲントの中で、職業見学と職業案内映画も効果的に利用された。このふたつの機会の際に、帝国職業競技で優秀な成績をおさめた歌手も様々に動員されている。かれらは、彼らの独自の職業実績と経験をもとに、学校卒業前の青年の関心を引きつける。

ヒトラー・ユーゲントの青年宿舎²

後継者指導の企画として、戦争の始まる前に、青年宿舎が適切な徒弟の場を見つけに移住して来た青年の宿泊を助けるようにし、かつ、就業意欲を弱める仕事場回りを廃していた。それは、健康の面と教育の面で危険な一宿一飯の習慣を廃し、そして特に新帝国領土におけるドイツ人の民族性の結合を確立した。戦争中には、青年宿舎のこの課題は後景に退いた。戦争経済は、産業の置換を必要とし、それにより新しい後継者必要の焦点を生み出す。特に、勤労青年の奉仕義務と結合して、どこで青年が家族の住居以外の広大な地域で秩序正しく

収容され、教育されるべきであるかという問題が解決されなければならない。青年宿舎建設の更なる指示は、多くの場合、前と同じ職場で戦争動員を果たしていた勤労青年から住居を奪った敵の空爆から生じている。³ 宿泊と同様の課題は、若い職業後継者が職業訓練継続のために危険の少ない地域の優良事業所を指定された場合にも、就労場所あるいは徒弟就業の場の移動と関連して生じる。帝国経済省は、職業教育と関連する空爆危険地域出身の青年の宿泊を、ヒトラー・ユーゲントの青年宿舎に関連した特別指令の中で整えることを指示した。⁴

発展と規模

戦争による必要を考慮し、また先を見通して、ドイツ労働戦線、産業経済団体と市町村との協議に基づいて、帝国青少年指導本部により、青年の教育と職業配置の保全のために、青年宿舎の建設が軌道に乗せられた。1943年の末に国内の青年宿舎数は次の通り。

男子青年35,263人を収容した584の青年宿舎、女子青年14,488人を収容した261の青年宿舎、男女青年2,497人を収容した61の青年宿舎、総計は52,248人の男女青年に906の青年宿舎である。

最大の前進は、空襲のない地域、無資格青年の受入地区と東方地域に青年宿舎を建設したことである。海軍、ドイツ帝国鉄道、帝国郵便は、青年宿舎の建設に同じようにすばらしい利益をもたらし、そして様々な指令においてヒトラー・ユーゲントとの緊密な協同を定めた。⁵

青年宿舎は、敵の破壊的テロにより自宅と住む所を失った多くの青年に、宿泊と教育の機会を提供した。しばしば、青年宿舎での宿泊は、戦時に必要不可欠な熟練労働者の職業訓練が誤りなく、後退することなく継続されることが出来るための前提である。全ての経験によれば、青年宿舎での教育は、労働規律を改善し、肉体的・職業的実行能力を高め、戦争による公共の危険の発生を減少させることに貢献した。

青年宿舎が、戦時に教育的・社会政策的青年育成にもった意義は、帝国青少年総裁の特別指令で述べられた。⁶ 帝国青少年指導本部の方針の中で、青年宿

舎の建設とそこでの教育課題が確定された。地域の青年宿舎の事業は、ドイツ労働戦線とともに行われる。地域ヒトラー・ユーゲント指導者と女子青年団指導者は、青年宿舎制度促進の仕事を最も強く援助するよう励まされた。⁸

戦争に必要な施設としての青年宿舎の意義は、緊急の軍事的重要性のためだけに公にされる、国防軍総司令部の布告のなかに示されている。それは、青年宿舎を国防軍の目的のために要求している。⁹

組織

青年宿舎の計画、事業と建設は、戦時中に緊急の布告と方針により統制された。帝国経済大臣の方針によれば、経営体青年宿舎の事業は経営体指導者の任務である。彼らは保護・教育義務を持たせられている。¹⁰青年宿舎の事業の義務は、経営体指導者に対しては述べられていない。青年宿舎受入にあたり、考慮される青年の数が宿舎建設を必要とする場合に、経営団体の調節と参画により、適切なイニシアティブが経営体に要求される。計画の実行の前に、経営体青年宿舎の事業のために、管轄する州労働局の了解が得られなければならない。州労働局は、より広い後継者養成のための政治的観点により必要課題を判断しなければならない。¹¹

方針が「ヒトラー・ユーゲントの青年宿舎」という観念を確立することによって、青年宿舎は、基本的に経営体のすべての青年従業員、つまり徒弟、見習工、若い臨時工そして若い職人を受け入れなければならないことが、表明される。帝国経済大臣の指示は、それゆえ青年のもとで職業訓練の段階によっても差をもうけない国家社会主義青少年指導の原則を強調する。

中小企業にとっては、共同職業訓練所とむすびについて、企業組合による共同の青年宿舎が建てられることがよく考えられる。経営体の組織に、共同の青年宿舎を創設し、必要性のある有望な共同経営体ならば、宿泊と教育のために十分な数の青年従業員を集めることは、前記の方針で任務とされている。特に、ドイツ労働戦線の傘下にある手工業の同業組合と販売業の同業組合は、共同青年宿舎を設置し、しばしば実際に軌道に乗せた。¹²

企業が青年従業員に保障する、宿泊と教育の配慮は、同じやり方で、例えば

専門学校生にあるいは手工業で、適切な企業がない所でも青年のために保障されなければならない。帝国内相の布告で、市町村、ある場合には郡の地域的課題として一経営体を越えた青年宿舎の建設が、考慮に入れられるべきであることが、確認された。この設置・建設は、両親や徒弟親方あるいは企業の青年宿舎に青年が住めなくなるとすぐ、問題になる。必要な問題について、市長あるいは郡長による査定が義務づけられている。¹³

注

- 1 Im Original hieß es in dieser Anmerkung : " Vgl. dazu Stäbler, *Über die Mittel der Berufsaufklärung*, S. ..." Von Ferdinand Stäbler konnte jedoch kein Buch bzw. kein Aufsatz mit diesem Titel ermittelt werden. Als einzige thematisch und zeitlich einschlägige Veröffentlichung liegt vor: ABC der Berufswahl, Stuttgart 1940.
- 2 *Eine Zusammenfassung aller Fragen, die mit der Errichtung, Führung und erzieherischen Arbeit der Jugendwohnheime der Hitler-Jugend zusammenhängen, bietet Ost, Leopold: Das Jugendwohnheim, Berlin 1944.*
- 3 Vgl. ANBL., 1944, S. 205f. (Erlaß des Jugendführers des Deutschen Reichs über die Unterbringen und Erziehung berufstätiger Jugendlicher in Jugendwohnheimen bei Reichsverlagerungen, 12. 9. 1944)
- 4 Veröffentlicht in: Rundschreiben der NSDAP/Reichsjugendführung, 27/43 (Anordnung des Reichsjugendführers über die Betreuung von Jugendlichen in Luftnotgebieten, 2. 9. 1943)
- 5 Vgl. Gebrdschr. RJF, 29/43 (Richtlinien des Oberkommandos der Kriegsmarine über die Errichtung und Führung von Jugendwohnheimen innerhalb der Kriegsmarine, 15. 7. 1943); vgl. auch Erlaß des Reichsverkehrsministers über die Errichtung und Führung von Jugendwohnheimen der Deutschen Reichsbahn, 27. 1. 1944, und Grundsätze für die Zusammenarbeit zwischen der Deutschen Reichspost und der Hitler-Jugend über die Erziehung der Lehrlinge in den Jugendwohnheimen der Deutschen Reichspost, 2. 7. 1943, beide veröffentlicht in: Ost, Jugendwohnheim, S. 113 ff. ; vgl. aber auch Erlaß des Reichsministers der Luftfahrt und Oberbefehlshabers der Luftwaffe über die Errichtung und Führung von Jugendwohnheimen im Bereich der Luftwaffe, 15. 2. 1944, in: ebenda, S. 116 f., und ANBL., 1944, S. 175 (Erlaß des Jugendführers des Deutschen Reichs über

- die Errichtung und Führung von Jugendwohnheimen im Berich des Ersatzheeres, 21. 7. 19449
- 6 RB, 11/43K, 29. 3. 1943 (Anordnung des Reichsjugendführers über die Errichtung von Jugendwohnheimen)
 - 7 Vgl. Gebrdschr. RJF, 23/41, 29. 7. 1941 (Anordnung des Leiters der DAF über die Zuständigkeit des Jugendamts hinsichtlich der Jugendwohnheime, =DAF-Anordnung 13/41); vgl. auch Anordnung des Reichsorganisationleiters der NSDAP und Leiters der DAF über die einheitliche Bearbeitung des Jugendwohnheims innerhalb der DAF, 14. 3. 1941, in: Ost, Jugendwohnheim, S. 118.
 - 8 Vgl. RB, 10/43 K, 13. 3. 1943 (Anordnung des Sozialen Amtes der Reichsjugendführung über die regelmäßige Kontrolle der Jugendwohnheime auf Bann- und Gebietsebene).
 - 9 Vgl. Erlaß des Oberkommandos der Wehrmacht über die Inanspruchnahme von Jugendwohnheimen durch die Wehrmacht, 14. 1. 1943, im: Ost, Jugendwohnheim, S. 118.
 - 10 Vgl. Gebrdschr. RJF, 11/43, 15. 5. 1943 (Richtlinien des Reichswirtschaftsministers über betriebliche Jugendwohnheime, 31. 3. 1943); veröffentlicht auch bei Ost, Jugendwohnheim, S. 107 ff.
 - 11 Vgl. dazu den erst nach Fertigstellung des Manuskripts veröffentlichten Gemeinsamen Runderlaß des Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz, des Reichswirtschaftsministers und des Jugendführers des Deutschen Reichs über die einheitliche Lenkung der Belegung von Jugendwohnheimen vom 8. 2. 1945, in: ANBI., 1945, S23 f.
 - 12 Vgl. Richtlinien über die Mitwirkung der Sozialgewerke und Sozialgenossenschaften bei der Errichtung von Jugendwohnheimen, in: Ost, Jugendwohnheim, S. 110 f.
 - 13 Vgl. RMBliV, 1941, S. 2138 ff. (Gemeinsamer Erlaß des Reichsministers des Innern, des Reichswirtschaftsministers, des Reichsfinanzministers, des Reichsarbeitsministers und des Jugendführers des Deutschen Reichs über die Unterbringung berufsfähiger Jugendlicher in nichtbetrieblichen Jugendwohnheimen-Lehrlingsheime; Richtlinien über deren Errichtung und Verwaltung, 2. 12. 1941); veröffentlicht auch in: ANBI., 1942, S. 5 ff,